

1964年度宜野湾市定例会会議録

1. 1964年3月16日第14回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉嘉定	3番	天仲久盛	4番	天仲久盛
4番	安次富盛	5番	石川比嘉	6番	天仲久盛	7番	天仲久盛
7番	稲嶺正康	9番	安里里安	10番	天仲久盛	11番	天仲久盛
11番	石川川繁	12番	大川里安	13番	天仲久盛	14番	天仲久盛
15番	宮城盛昌	16番	大宮里安	17番	天仲久盛	18番	天仲久盛
18番	中里幸助	19番	武里島敏行	20番	天仲久盛	21番	天仲久盛
21番	古波蔵清次郎						

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正 14番 仲村喜永

4. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである。

5. 不応招議員は欠席議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

7. 市長 仲村春勝 助役 具屋真徳 収入役 沢し安一  
 総務課長 松川正義 民生課長 当山全喜 住民課長 仲村春信  
 財政課長 奥里将俊 水道課長 国吉真義 経済課長 伊佐友誠  
 建設課長 島袋昌兼 消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 会期の決定について。
- " 2. 議事録署名議員の指名について。
- " 3. 議案第8号, 工事請負契約の承認について。
- " 4. 議案第9号, 工事請負契約の承認について。

1964年度宜野湾市定例会会議録

1. 1964年3月16日第14回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄		
4番	安次富盛信	5番	石川真大	6番	仲又村春正		
7番	稲嶺正康	9番	安里明昇	10番	又伊吉正		
11番	石川繁	12番	大川昇	13番	伊佐真		
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行	17番	伊佐貞		
18番	中里幸助	19番	武島行男	20番	仲村盛		
21番	古波蔵清次郎						

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正 14番 仲村喜永

4. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである。

5. 不応招議員は欠席議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

7. 市長 仲村春勝 助役 具屋真徳 収入役 沢し安一  
 総務課長 松川正義 民生課長 当山全喜 住民課長 仲村春信  
 財政課長 奥里将俊 水道課長 国吉真義 経済課長 伊佐友誠  
 建設課長 島袋昌兼 消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 会期の決定について。  
 " 2. 議事録署名議員の指名について。  
 " 3. 議案第8号, 工事請負契約の承認について。  
 " 4. 議案第9号, 工事請負契約の承認について。

- 日程第5. 議案第7号, 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。
- ” 6. 議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決算認定について。
- ” 7. 議案第2号, 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。
- ” 9. 議案第3号, 宜野湾市上水道事業拡張について。
- ” 11. 議案第6号, 宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費とすることについて。
- ” 12. 議案第10号, 宜野湾市附属機関設置について。
- ” 13. 議案第11号, 宜野湾市消防機関設置について。
- ” 14. 議案第12号, 宜野湾市消防職員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の設定について。
- ” 15. 議案第13号, 宜野湾市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の設定について。
- ” 17. 議案第4号, 起債について。
- ” 18. 決案第1号, 講和発効前補償問題の早期解決方について。
- ” 19. 決案第2号, 議会議員の本土礎修派遣について。

9, 会議の~~終~~未

議長～出席12名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立致しますので、只今より第14回定例会を開会致します(午前10時21分)

議長～直ちに開議を開きます。

議長～1番, 2番, 18番, 17番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1. 会期の決定についてをお諮り致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時46分)

議長～再開致します。(午前10時47分)

議長～会期については休憩中にお諮りしました様に16日から30日までの15日間と決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

議長～日程第2. 会議録署名議員の指名についてをお諮り致します。議長

日程第5. 議案第7号, 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算  
について。

” 6. 議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決算認定につ  
いて。

” 7. 議案第2号, 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才  
出決算認定について。

” 9. 議案第3号, 宜野湾市上水道事業拡張について。

” 11. 議案第6号, 宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費と  
することについて。

” 12. 議案第10号, 宜野湾市附属機関設置について。

” 13. 議案第11号, 宜野湾市消防機関設置について。

” 14. 議案第12号, 宜野湾市消防職員の定員, 任免, 給与, 服務  
等に関する条例の設定について。

” 15. 議案第13号, 宜野湾市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務  
等に関する条例の設定について。

” 17. 議案第4号, 起債について。

” 18. 議案第1号, 講和発効前補償問題の早期解決方について。

” 19. 決案第2号, 議会議員の本土研修派遣について。

#### 9. 会議の概況

議 長～出席12名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議  
会は成立致しますので、只今より第14回定例会を開会致します  
(午前10時21分)

議 長～直ちに開議を開きます。

議 長～1番. 2番. 18番. 17番議員の出席を報告致します。

議 長～日程第1. 会期の決定についてをお諮り致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時46分)

議 長～再開致します。(午前10時47分)

議 長～会期については休憩中にお諮りしました様に16日から30日まで  
の15日間と決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

議 長～日程第2. 会議録署名議員の指名についてをお諮り致します。議長

指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので、議長指名と致します。  
5番、石川真六、16番、宮里敏行両議員を指名致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～日程第3、議案第8号、工事請負契約の承認についてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～青小堀からずつと海岸までの排水工事については、これまで政府の開拓課の事業としていろいろ進めて来んですが、政府の事業がどうして全部海まで一語にやらなければいかんと云つて私たち再々陳情いたしましたけれども仲々1ヶ月の予算では全部やることは出来ないと云うので、まだまだ残っておりますが、その一部今度建運局の予算でもつて上の方をやつてもらふことを相談いたしましたので、その予算が今年度でできると云うことで急いでこれを出した訳であります。そこで今ここに書いてありますが、この入札の場合にはこの契約は議会の議決(同意)を得ることになっておりまして急いでやり度いと思つておりましたが、一応議会の同意を得るには、この定例会を待つたが良からうと云うので今まで延してきたのでありまして工事といましては本当は早目にこれを御同意を求めたいと思つておりましたが、これまでのびのびになりました。尚又入札の状況その他については課長の方から補足をさせていただきますのでよろしく願ひいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時31分)

議長～再開致します。(午前11時56分)

1番～履行期限とありますが、履行期限についてもう少し具体的に説明願ひます。着工か或は工事が終了する期間であるのか。

建設課長～後で調べてからお答えいたします。

5番～関連して質問致します。

指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので、議長指名と致します。  
5番、石川真六・16番、宮里敏行両議員を指名致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～日程第3。議案第8号、工事請負契約の承認についてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～青小瀬からずつと海岸までの排水工事については、これまで政府の開拓課の事業としていろいろ進めて来んですが、政府の事業がどうして全部海まで一語にやらなければいかんと云つて私たち再々陳情いたしましたけれども仲々1ヶ年の予算では全部やることは出来ないと云うので、まだまだ残っておりますが、その一部今度建運局の予算でもつて上の方をやつてもらふことを相談いたしましたので、その予算が今年度でできると云うことで急いでこれを出した訳であります。そこで今ここに書いてありますが、この入札の場合にはこの契約は議会の議決(同意)を得ることになつておりまして急いでやり度いと思つておりましたが、一応議会の同意を得るには、この定例会を待つたが良からうと云うので今まで延してきたのであります。工事といたしましては本当は早目にこれを御同意を求めたいと思つておりましたが、これまでのびのびになりました。尚又入札の状況その他については課長の方から補足をさせていたらきたいと思つておりますのでよろしくお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時31分)

議長～再開致します。(午前11時56分)

1番～履行期限とありますが、履行期限についてもう少し具体的に説明願います。着工か或は工事が終了する期間であるのか。

建設課長～後で調べてからお答えいたします。

5番～関連して質問致します。

572

履行期限は工事契約にうたわれた工事の全行程の完成、完了そういうことになるんですか。

総務課長～工事期間です。契約期間ということです。

1 番～指名競争入札となつておりますがどこどこを指名したか又審札方のその会社は何所か。

議長～暫休憩致します。(午後12時)

議長～再開致します。(午後12時1分)

議長～これで午前中の会議を終わります。午後は1時30分より再開いたします。

議長～暫休憩致します。(午後12時2分)

議長～再開致します。(午後2時3分)

議長～3番。19番議員の出席を報告致します。

議長～午前に引続き質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時4分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

1 番～先の私の質問にお答え願います。

建設課長～御質問にお答えいたします。

伊佐の排水改修工事の指名入札者が7名なっております。その名前を読み上げます。仲宗根朝健。大浜弘。新崎武雄。浜田昌春。新垣次郎。仲吉良英。国場幸太郎。以上7名であります。

それで第1回目の入札をいたしました。審札者が該当しませんので、第2回目の再入札をいたしました。それでこの場合に応答者がなくて2名に止まっています。それで新垣武雄さんと国場幸太郎さんが入札に参加しております。それで開札の結果新垣武雄さんが審札しております。以上であります。

それから入札額については説明をさけたいと思います。

5 番～関連して質問致します。

只今入札額についての説明は略したいということでありましたが、何故ですか。

履行期限は工事契約にうたわれた工事の全行程の完成、完了そういうことになるんですか。

総務課長～工事期間です。契約期間ということですか。

1 番～指名競争入札となつておりますがどこどこを指名したか又落札方のその会社は何所か。

議長～暫休憩致します。(午後12時)

議長～再開致します。(午後12時1分)

議長～これで午前中の会議を終ります。午後は1時30分より再開いたします。

議長～暫休憩致します。(午後12時2分)

議長～再開致します。(午後2時3分)

議長～3番。19番議員の出席を報告致します。

議長～午前に引続き質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時4分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

1 番～先の私の質問にお答え願います。

建設課長～御質問にお答えいたします。

伊佐の排水改修工事の指名入札者が7名なっております。その名前を読み上げます。仲宗根朝健・大浜弘・新崎武雄・浜田昌春・新垣次郎・仲吉良英・国場幸太郎。以上7名であります。

それで第1回目の入札をいたしました。落札者が該当しませんので、第2回目の再入札をいたしました。それでこの場合に応答者がなくて2名に止まっております。それで新垣武雄さんと国場幸太郎さんが入札に参加しております。それで開札の結果新垣武雄さんが落札しております。以上であります。

それから入札額については説明をさけたいと思っております。

5 番～関連して質問致します。

只今入札額についての説明は略したいということでありましたが、何故ですか。



建設課長～工事を施工する場合に工事金額というのがはつきり分っておりますと工事の施工に際しまして、どれだけの金額が予定されておつたに自分はこれだけで落したと、こう云うことが仕事を始める前に先入観として入つてくる訳であります。そう云う場合に業者の方でこの工事は非常に自分としては金額がひどかつたと云うことが仕事の上で表われてくるのではないかと云うふうに考えますので、普通は書札額と設計額の差額は知らされないようにしております。以上の理由であります。

5 番～今の入札額についてじゃなくていいんですが、当局の見積り額なんですが、それじゃその金額はそう云うふうな都合で発表を差控えたということであれば見積額と書札額との間に相当な差がありますか。ちゆう象的で結構ですから或は又極くその差額の金額はわずかな金額でありますか。その程度は差支えないと思ひますが。

建設課長～それは非常に軽少であります。入札と設計の差額は極くわずであります。

5 番～500ドルは越しますか。

建設課長～いや。

5 番～300ドルは越しますか。

建設課長～それ以下であります。100ドル以下であります。

5 番～はい分かりました。

1 番～私が先おきき申し上げたかたのは設計額ではございません。書札者と次点との差額はどれ位かについてお尋ねしたい。

建設課長～次点との差額が279ドルでございます。

16番～12月に予算措置がされておりますが、書札額と予算額とのひらきについて御説明願ひます。

議長～暫休憩致します。(午後2時10分)

議長～再開致します。(午後2時37分)

議長～他に質疑もないようでありますので本案に対する質疑を打切ること  
に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

建設課長～工事を施工する場合に工事金額というのがはつきり分っておりますと工事の施工に際しまして、どれだけの金額が予定されておつたのに自分はこれだけで落したと、こう云うことが仕事を始める前に先入観として入ってくる訳であります。そう云う場合に業者の方でこの工事は非常に自分としては金額がひどかつたと云うことが仕事の上で表われてくるのではないかとこう云うふうに考えますので、普通は落札額と設計額の差額は知らされないようにしております。以上の理由であります。

5 番～今の入札額についてじゃなくていいんですが、当局の見積り額なんです。それじゃその金額はそう云うような都合で発表を差控えたということであれば見積額と落札額との間に相当な差がありますか。ちゆう象的で結構ですから或は又極くその差額の金額はわずかな金額でありますか。その程度は差支えないと思ひますが。

建設課長～それは非常に軽少であります。入札と設計の差額は極くわずであります。

5 番～500ドルは越しますか。

建設課長～いや。

5 番～300ドルは越しますか。

建設課長～それ以下であります。100ドル以下であります。

5 番～はい分りました。

1 番～私が先おきき申し上げたかたのは設計額ではございません。落札者と次点との差額はどれ位かについてお尋ねしたい。

建設課長～次点との差額が279ドルでございます。

16 番～12月に予算措置がされておりますが、落札額と予算額とのひらきについて御説明願ひます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時10分)

議 長～再開致します。(午後2時37分)

議 長～他に質疑もないようでありますので本案に対する質疑を打切ること  
に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時38分)

議長～再開致します。(午後2時39分)

議長～討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することに致します。

議長～議案第8号、工事請負契約の承認についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第8号、工事請負契約の承認については全会一致でもって、原案通り可決決定致します。

議長～日程第4、議案第9号、工事請負契約の承認についてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。\*午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時43分)

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～議案第8号と以つた様うな案件でございますが、これは工事の箇所は普天間地域内でございますが、すざらん通りのほ<sup>ろ</sup>工事であります。先のは建運局の一般土木費であります。これは都市計画事業としての政府の補助による工事<sup>あり</sup>あります。以上申し上げて他については御質問に応じたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

4番～延長及び厚さ、面積について、それと尚坪当りどの程度の単価になるか、それについてお伺いします。

建設課長～延長の方からお伝えします。延長が342米あります。それから

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時38分)

議 長～再開致します。(午後2時39分)

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することに致します。

議 長～議案第8号、工事請負契約の承認についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第8号、工事請負契約の承認については全会一致でもつて、原案通り可決決定致します。

議 長～日程第4、議案第9号、工事請負契約の承認についてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議 長～再開致します。(午後2時43分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～議案第8号と以つた様うな案件でございますが、これは工事の箇所は普天間地域内でございますが、すずらん通りのほ製工事であります先のは建運局の一般土木費でございますが、これは都市計画事業としての政府の補助による工事あります。以上申し上げて他については御質問に応じたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～延長及び厚さ、面積について、それと尚坪当たりどの程度の単価になるか、それについてお伺いします。

建設課長～延長の方からお伝えします。延長が342米あります。それから

アスファルトの施工面積であります。2,736平方メートルあります。厚さは普通2寸位あります。坪当りについては後で。

4 番～後でよろしいです。

議長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議長～再開致します。(午後2時47分)

3 番～先の議案とほとんど同じく政府補助事業によるものであります。これを施工する場合に設計とか或は人足、契約なんか政府はどの位タツチしておるか。又監督をしているか。それだけの工事を上において我々議員、議会に諮っているが政府の補助事業であるかこれだけおいているのか。又単なるこのひまがなく審査を受けなければいかんために、こうしておいたのか。新聞で見ますと地元の態様費が相当出ているという様なことだつたんですが、その態様費は雑収入として入っているのか。その工事にどう云う関係かその点をお伺いします。

市長～都市計画事業としてこの工事を宜野湾市に政府が補助事業としてやってもいい所まで何辺も折衝いたが歩合に、これは、もう既に正直に申し上げると名護の如きは5割、補助事業として、は8割が向こうの補助で2割はこちらの負担であるが、名護の如きは5割補助してもやっているから、あなた方もそういう何ぞいくなればやつて上げ様というふうない向こうからの話合いであつたので、それは到底出来ません。私たちは補助事業はすべて8割、5割分補助としてしか予算も見積つてないから是非そうしてくれ、所がこの地元では成る可く早くしてくれ、市の予算が足らなれば私たちが応援するから早くといつて急ぎたてる様な何だつたんで、すけれども、一応話を進めてやろうと云う所までなつたら又高、等学校の前から秀こまの前までやつてもらおうと云うふうな話をやつたら、どうしてもそれだけの予算は政府としては足りない。途、中では切れねばならぬ。それと地元の方からその頃からは折衝に行くときにも地元の方も一諸に行つたら市が、何ぞあつたら一応私たちが負担するかから政府は7割にし、市は2割、1割は地元というふうにして、これをやることに話を決めようか、云うことがこの工事がやろうとしたりするに話になつた訳であります。その状態になつたんです。と云うのはそのままアスファルトにしたのでは、これがとてもよくない。どうしても側の水がよ流れよう、みじこの工事を一諸にしなければならぬと云う意見もあつたら、地元はそれじゃそれじゃ、と、そして向こうの通り人も集つた

アスファルトの施工面積であります、2,736平方メートルであります。厚さは普通2寸位あります。坪当りについては後で。

4 番～後でよろしいです。

議 長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議 長～再開致します。(午後2時47分)

3 番～先の議案とほとんど同じく政府補助事業によるものでありますが、これを施工する場合に設計とか或は人足、契約なんか政府はどの位タツ子しておるか、又監督をしているか。それだけの工事をする上において我々議員、議会に諮っているが政府の補助事業であるからこれだけおけているのか。又単なるこのひまがなくて審査を受けなければいかんために、こうしておくれたのか。新聞で見ますと地元の態様費が相当出ているという様なことだつたんですが、その態様費は雑収入として入っているのか。その工事にどう云う関係かその点をお伺いします。

市 長～都市計画事業としてこの工事を宜野湾市に政府が補助事業としてやつてもらいたいと云う事を今まで何回も折衝いたしました、とにかくやろうという所までは話合はついたんだが歩合については、もう既に正直に申し上げると名護の如きは5割、補助事業としては8割が向こうの補助で2割はこちらの負担であるが、名護の如きは5割補助してもやつているから、あなた方もそういう何んでいくならばやつて上げ様というふうな向こうからの話合であつたので、それは到底出来るものではない、私たちは補助事業はすべて8割5分補助としてしか予算も見積つてないんだから是非そうしてくれと所がこの地元では成る可く早くしてくれ、市の予算が足らなければ私たちが応援するから早くといつて急ぎたてる様な何だつたんですけれども、一応話しを進めてやろうと云う所までなつてから又高等学校の前から秀こまの前までやつてもらおうと云うふうな話しをやつたら、どうしてもそれだけの予算は政府としてはできない。途中で切ればならんと。それで地元の方からもその頃からはその折衝に行くときにも地元の方も一諸に行つたら市がそういう何であつたら一応私たちが負担するから政府は7割にして、市は2割、1割は地元というふうにして、これをやることに話を決めようかと云うことでそういうふうになつた訳であります所がこの工事がやろうとしてからも更に締めなければいかんような状態になつたんです。と云うのはそのままアスファルトにしたのでは、これがもてがよくないどうしても側の水がよく流れるようにみじよの工事まで一諸にしなければならんと云う意見もでてどうしても地元はそれじやそれまればやつてもらおうということであれば、1割は負担しましよと、そして向こうの通りの人も集つて話合つた

ら負担してよろしいということになつて今の様なかつころになつて  
おります。尚入札や又工事の監督について政府の方から立会つてい  
ることについては課長の方から説明させていただきます。

3番～地元が1割もつということは、この契約金の範囲内であるかですね。  
この入札額の範囲であるか、又それを超えてその分はこちら負担にな  
っているか、それ以上の工事になつているのか。  
この工事というものは課長からも説明がありました様な342米に対  
するアスファルトの2736平方米のアスファルト施工というような  
工事計画と解しやくしておりますが、その中に地元のこの1割が含ん  
でおるか。又それ以外に工事額が増しているのか。それをお尋ねしま  
す。

建設課長～含んでおります。

3番～所有はどうですか。その地域として受け入れになつておりますか。

建設課長～只今の御質問にお答えします。順序は一寸不同になるかも知りま  
せんが、工事の工期について工期の方は政府がある予算の枠内で工  
期がいくらと云う基準がありますので、それについて政府の方から  
大体何日位の工事期間でやる様にと指示があります。  
これは工事施工期間の期限であります。それから2番目の設計につ  
いてであります。設計は政府の方がこの事業に対して示達してく  
る訳であります。それでそれ以後我々の方で市の方で測量設計をし  
て、それを向こうに一応提出して向こうの技術者の方と提携して、  
それを検討する訳であります。それを2、3回にわたつて修正しま  
して政府の方がその設計を認めた時に初めて設計が提出される訳で  
あります。それからその設計についても向こうの技術者の意図が相  
当含まれるということになります。それから施工であります。それ  
が施工は施工始める前に一応こちらの方でその設計について向こう  
と打合せをする訳であります。それは政府の工事計画、それから業  
者の工事計画、それから市で考えている工事計画とそれを大体と  
重ねまして工事の施工をどういふふうな段取りでやつた方が良  
いといふこととでこれも又打合せしていく訳であります。それから入  
札の方ですが、入札に關しましては政府の方は一応その当日にな  
つて向こうから立会に来る訳であります。これは工務出張所の方  
から来て經理の庶務係の方とそれから技術の方がお見えになる  
事があります。主に經理の方がお見えになります。大体この様  
な方法で進めております。それから申しおきましたが、只今市長の方  
から話しましたが、工事金の負担であります。これは大体この  
アスファルトは装工事に12,000ドルという設計になつております  
その内訳は政府8,500ドル市の方が2,400ドルそれから地元の方  
が1,100ドルパーセントにしまして70%・20%・9%というよ  
うな割合で施工されております。

ら負担してよろしいということになつて今の様なかつこうになつて  
おります。尚入札や又工事の監督について政府の方から立会つてい  
ることについては課長の方から説明させていただきます。

3番～地元が1割もつということは、この契約金の範囲内であるかですね。  
この入札額の範囲であるか、又それを超えてその分はこちら負担にな  
っているか、それ以上の工事になつているのか。  
この工事というものは課長からも説明がありました様な342米に対  
するアスファルトの2736平方メートルのアスファルト施工というような  
工事計画と解しやくしておりますが、その中に地元のこの1割が含ん  
でおるか。又それ以外に工事額が増しているのか。それをお尋ねしま  
す。

建設課長～含んでおります。

3番～所有はどうですか。その地域として受け入れになつておりますか。

建設課長～只今の御質問にお答えします。順序は一寸不同になるかも知りま  
せんが、工事の工期について工期の方は政府がある予算の枠内で工  
期がいくらと云う基準がありますので、それについて政府の方から  
大体何日位の工事期間でやる様にと指示があります。  
これは工事施工期間の期限であります。それから2番目の設計につ  
いてであります。設計は政府の方がこの事業に対して示達してく  
る訳であります。それでそれ以後我々の方で市の方で測量設計をし  
て、それを向こうに一応提出して向こうの技術者の方で提携して、  
それを検討する訳であります。それを2、3回にわたつて修正しま  
して政府の方がその設計を認めた時に初めて設計が提出される訳で  
あります。それからその設計についても向こうの技術者の意図が相  
当含まれるということになると思ひます。それから施工であります  
が、施工は施工始める前に一応こちらの方でその設計について向こう  
と打合せをする訳であります。それは政府の工事計画、それから業  
者の工事計画、それから市で考へている工事計画とその3つを大体  
重ねまして工事の施工をどういふような段取りでやつた方がよいと  
いうことでこれも又打合せでいく訳であります。それから入札の方  
であります。入札に關しましては政府の方は一応その当日になつ  
て向こうから立会に来る訳であります。これは工務出張所の方から  
来て經理の庶務係りの方とそれから技術の方がお見えになる事があ  
ります。主に經理の方がお見えになります。大体この様な方法で進  
めております。それから申しおくれましたが、只今市長の方からも  
話がありましたが、工事金の負担であります。これは大体この  
アスファルトほ装工事に12,000ドルという設計になつておりますが  
その内訳は政府8,500ドル市の方が2,400ドルそれから地元の方が  
1,100ドルパーセントにしまして70%・20%・9%というふ  
な割合で施工されております。



議 長～暫休憩致します。(午後3時)

議 長～再開致します。(午後3時3分)

議 長～別に質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の聲がございませが討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を省略することに致します。

議 長～議案第9号、工事請負契約の承認についてを表決に付します。  
原案通り承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め議案第9号、工事請負の承認については、全会一致でもって原案通り承認することに決定致します。

日程第5。議案第5号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～予算はあまり追加更正がないようにということについては、私たちもそういうふうに努力しておりますが、事業を進める場合にどうしても更正を必要とする何が出てきますので、この更正の案を提出してある訳でございますが、事業費の中に普天間の排水を本年度の政府の補助事業をしてやりたいと、当初の方で予定して予算をお願いしましたが政府といろいろ折衝している間にこれはどうしても事業が大きいので日本の援助資金によつてやる様にしたいというので、今度政府の補助金で全部をやることは不可能であるというお話でありました。そこで私たちとしては真中の一部分やつたのでは何も目

議 長～暫休憩致します。(午後3時)

議 長～再開致します。(午後3時3分)

議 長～別に質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることと致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を省略することと致します。

議 長～議案第9号、工事請負契約の承認についてを表決に付します。  
原案通り承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め議案第9号、工事請負の承認については、全会一致でもって原案通り承認することに決定致します。

日程第5。議案第5号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～予算はあまり追加更正がないようにということについては、私たちがそういうふうに努力しておりますが、事業を進める場合にどうしても更正を必要とする何が出てきますので、この更正の案を提出してある訳でございますが、事業費の中に普天間の排水を本年度の政府の補助事業をしてやりたいと、当初の方で予定して予算をお願いしましたが政府といろいろ折衝している間にこれはどうしても事業が大きいので日本の援助資金によつてやる様にしたいというので、今度政府の補助金で全部をやることは不可能であるというお話でありました。そこで私たちとしては真中の一部分やつたのでは何も目

的は果せないから役所の前から石川橋まで何んとか毎年いくらかづつでもよいからやつていただきたいというふうなお願いはしてあるが、予算の余裕があればそういう事も考えらなくては、日本援助にあそこには既に設計、見積りも援助をお願いしてあつたしおいそれと、かんたんにはいかないからと云う説明であります。私たちはそれでも何とかある場合はこの工事を延してもらいたいというふうにも今でも続けておりますが、今の所どうも本年度中には、これがうまく行きそうでないで、そこでこの工事に対する態<sup>度</sup>費としておつた所の予算を今度皆さんから再三の要望を受けております所の埋立の事業に対する調査費としてここに移して、この素仕事を始めたいというのが1ツの問題であります。

尚その外に今度から軽二輪（軽自動車）の登録が市の方で取り扱う様になつておりますので、これについても当初には見積れなかつたので、これも更正いたしたいと尚他に今まで起債してあると場、市場のものの利子の計算に誤算がありましたのでこれも更正いたしたいと思ひます。

尚その他2、3これは細かい各項目については予算書にでておりますので、そういうふうな関係で主なるものが以上の様なものになつておりますのでよろしく御審議の上、この更正案を御検討して下さいようお願いいたします。

- 議 長～本案に対する質疑を求めます。
- 議 長～暫休憩致します。（午後3時10分）
- 議 長～再開致します。（午後3時11分）
- 議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。  
（異議なしと呼ぶ）
- 議 長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階において継続審議といたします。
- 議 長～次は報告第1号でございますが、これは明朝の第1<sup>番</sup>目に処理したいと思ひます。
- 議 長～日程第7、議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。
- 議 長～暫休憩致します。（午後3時14分）

的は果せないから役所の前から石川橋まで何んとか毎年いくらかづつでもよいからやつていただきたいというふうなお願いはしてあるが予算の余ゆうがあればそういう事も考えらなうが、日本援助あそこには既に設計、見積りも援助をお願いしてあつたしおいそれと、かんたんにはいかないからと云う説明であります。私たちはそれでも何とかある場合はこの工事を延してもらいたいというふうに今でも続けておりますが、今の所どうも本年度中には、これがうまく行きそうでないので、そこでこの工事に対する態様費としてもつておつた所の予算を今度皆さんから再三の要望を受けております所の埋立の事業に対する調査費としてここに移して、この募仕事を始めたいというのが1ツの問題であります。

尚その外に今度から軽二輪（軽自動車）の登録が市の方で取り扱う様になつておりますので、これについても当初には見積れなかつたので、これも更正いたしたいと尚他に今まで起債してあると場、市場のものの利子の計算に誤算がありましたのでこれも更正いたしたいと思ひます。

尚その他2、3これは細かい各項目については予算書にてておりますので、そういうふうな関係で主なるものが以上の様なものになつておりますのでよろしく御審議の上、この更正案を御検討して下さいようお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。（午後3時10分）

議 長～再開致します。（午後3時11分）

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階において継続審議いたします。

議 長～次は報告第1号でございますが、これは明朝の第1目に処理したいと思ひます。

議 長～日程第7、議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。（午後3時14分）

議 長～再開致します。(午後3時16分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由は私から申上げるまでもなく一応決算の準備が出来ましたので、なるべく早めにとおぼしめしていただきたく既に監査役の何も済んで本定例会に63年度の決算を御承認していただきたいと思つて提案してあります。

議 長～本案につきましては午前の話合いによりまして財政委員会に付託したいと思つておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので左様決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時17分)

議 長～再開致します。(午後3時23分)

議 長～審査の方法については休会中も審査してもらいたい。尚24日まで審査を終了してもらおうようお願いします。

議 長～日程第8、議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを議題といたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これの提案は議案第1号の一般会計の決算と同じであります。尚御質疑についてはそれに応じてお答えいたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議 長～再開致します。(午後3時31分)

議 長～議案第2号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定については午前中に申合せましたように財政委員会に付託すること御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定致します。尚審査の方法については休会中も審査してもらおうと、又24日までに審査終了して報告してもらいます。

議 長～再開致します。(午後3時16分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由は私から申上げるまでもなく一応決算の準備が出来ましたので、なるべく早めにとお考えでしたが既に監査役の何も済んで本定例会に63年度の決算を御承認していただきたいと思つて提案してあります。

議 長～本案につきましては午前の話合いによりまして財政委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので左様決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時17分)

議 長～再開致します。(午後3時23分)

議 長～審査の方法については休会中も審査してもらいたい。尚24日まで審査を終了してもらおうようお願いします。

議 長～日程第8.議案第2号,1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを議題といたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～この提案は議案第1号の一般会計の決算と同じであります。尚御質疑についてはそれに応じてお答えいたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議 長～再開致します。(午後3時31分)

議 長～議案第2号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定については午前中に申合せましたように財政委員会に付託すること御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定致します。尚審査の方法については休会中も審査してもらおうと、又24日までに審査終了して報告してもらいます。

議 長～日程第9。議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張についてを議題といたします。

事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時33分)

議 長～再開致します。(午後3時34分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～宜野湾市の上水道事業はもう既に始めて今日までに約4,000件位の給水をやっておりますが然しこの5号線づたいが1番水のかいところでは市としても車を借りて、そこに運搬して給水している状態でございますので、なるべく早目にこれを解決したいと思ひまして今まで準備を進めて来た訳でございますが、この度この準備ができありませんので、この拡張工事をやりたいと思つて本案を提案してあります。よろしく御審議をお願いいたします。

尚他の面の細い点については課長の方から補足説明させたいと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後3時37分)

5 番～この拡張工事をやるにつきましては、貯水そうの設置或はポンプ場設置その他の給水タンク施設のための用地が必要であるはずであります。その用地確保のために当局はどういつたような段階にありますか。御説明願います。

使用される用地が市有財産でない場合、相手側からこれの確保のためにどの辺のどういう段階の折衝がなされてきたか、具体的に説明をお願いします。

市 長～大体どの辺に貯水そうをおく又どの辺にポンプをおくという見計はつけておりますが、まだこれは皆個人有地で市有地ぢやありませんので、それについての掘土地の、市としての公式の折衝はまだいたしてありません。

5 番～それならば総工費83,600ドルを算定されておりますが、これは当然この用地の買収もしくは貸借に必要な経費を計上されているはずであります。この83,600ドルの中には、用地買収するものとしての計算でありますか。

市 長～はい。

議 長～日程第9。議案第3号，宜野湾市上水道事業拡張についてを議題と  
いたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時33分)

議 長～再開致します。(午後3時34分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～宜野湾市の水道事業はもう既に始めて今日までに約4,000件位の給  
水をやっておりますが然しこの5号線づたいが1番水のかいところ  
でこの部分の工事がまだできておらないために，かんばつ等におい  
ては市としても車を借りて，そこに運搬して給水している状態であ  
りますので，なるべく早目にこれを解決したいと思ひまして今まで  
準備を進めて来た訳であります，この度この準備ができあがりま  
したので，この拡張工事をやりたいと思つて本案を提案してありま  
す。よろしく御審議をお願いいたします。  
尚他の面の細い点については課長の方から補足説明させたいと思つ  
ております。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後3時37分)

5 番～この拡張工事をやるにつきましては，貯水そうの設置或はポンプ場  
設置その他の給水タンク施設のための用地が必要であるはずであり  
ます。その用地確保のために当局はどういつたような段階にありま  
すか。御説明願います。  
使用される用地が市有財産でない場合，相手側からこれの確保のた  
めにどの辺のどういう段階の折衝がなされてきたか，具体的に説明  
を願います。

市 長～大体どの辺に貯水そうをおく又どの辺にポンプをおくという見討は  
つけておりますが，まだこれは皆個人有地で市有地ぢやありません  
ので，それについての掘土地の。市としての公式の折衝はまだいた  
してありません。

5 番～それならば総工費83,600ドルを算定されておりますが，これは当然  
この用地の買収もしくは貸借に必要な経費を計上されているはずで  
あります。この83,600ドルの中には，用地買収するものとしての計  
算でありますか。

市 長～はい。



5 番～その場合にはいく坪をいくらで買取するという前提で出されておりますか。この83,600ドルというのは。

市長～場所によつて違いますので、例えばポンプの如きは普天間に近い所で水そうの如きはずつとまがつた地帯になつておりますので概略の数字は先のお話のように大体どの位という計算はしておるのですがこれを先のお話のように坪当りいくらというふうに予算に出しますという今度は購入折衝の場合に困りますので、これは今のところ発表しない方がいいんじゃないかというので概略の予算をとつてあるということをお説明申上げます。

5 番～それならばそういうふうな都合で説明ができなければ83,600ドルの中に土地を確保するために必要な額はおよそどの位でありますか。総工費83,600ドルの中には当然使用土地に対する対価が含まれているはずですが。議会は分らなくても議会の他の人が分つているかも分らないです。次の議案第4号の起債の問題とも関連します。

市長～才出の所の2款1目ずつと右側の下から3行目貯水敷地、それからポンプ敷地という所に3,050ドルという額を出してあります。

5 番～配水施設費のこのポンプ敷地とか配水池敷地となつているのはその意味でありますか。

市長～はい。それは内訳しないのは先皆さんが云われた様になるべくどの辺かという何は一寸ひかえたい。

5 番～もう一点だけお尋ねいたします。これはその議案第5号の案件と関連いたしますが、その敷地は総面積いくらですか大体でよいです

市長～両方別々にですか。

5 番～別々になくても結構です。両方に必要な坪数は大体どれだけですか発表していけないということはないはずですか。

市長～課長が来てから別々の敷地の広さについてはお答えしたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。(午後3時52分)

議長～再開致します。(午後4時3分)

議長～議案第3号、宜野湾市上水道拡張については、経工委員会に付託したいと思ひますが御異議ございませんか。

5 番～その場合にはいく坪をいくらで買収するという前提で出されておりますか。この83,600ドルというのは。

市長～場所によつて違いますので、例えばポンプの如きは普天間に近い所で水そうの如きはずつとまがつた地帯になつておりますので概略の数字は先のお話のように大体どの位という計算はしておるのですがこれを先のお話のように坪当りいくらというふうに予算に出しますという今度は購入折衝の場合に困りますので、これは今のところ発表しない方がいいんじゃないかというので概略の予算をとつてあるということを御説明申し上げます。

5 番～それならばそういうような都合で説明ができなければ83,600ドルの中に土地を確保するために必要な額はおよそどの位でありますか。総工費83,600ドルの中には当然使用土地に対する対価が含まれているはずで、議会は分らなくても議会の他の人が分つているかも分らんですよ。次の議案第4号の起債の問題とも関連します。

市長～才出の所の2款1目ずつと右側の下から3行目貯水敷地、それからポンプ敷地という所に3,050ドルという額を出してあります。

5 番～配水施設費のこのポンプ敷地とか配水池敷地となつていのはその意味でありますか。

市長～はい。それは内訳しないのは先皆さんが云われた様になるべくどの辺かという何は一寸ひかえたい。

5 番～もう一点だけお尋ねいたします。これはその議案第5号の案件と関連いたしますが、そこの敷地は総面積いくらですか大体でよいです

市長～両方別々にですか。

5 番～別々でなくても結構です。両方に必要な坪数は大体どれだけですか発表していけないということはないはずで。

市長～課長が来てから別々の敷地の広さについてはお答えしたいと思えます。

議長～暫休憩致します。(午後3時52分)

議長～再開致します。(午後4時3分)

議長～議案第3号、宜野湾市上水道拡張については、経工委員会に付託したいと思えますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。  
尚審査の方法は休会中も審査して24日までに報告してもらいたい

議長～日程第10.議案第5号,1964年度宜野湾市上水道特別会計才  
入才出追加更正予算についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これは今先のお話のように今度の事業を拡張するには,今度で政  
府に補助の申請も進めておきまして,借入れも次年度からははつき  
りした数字でもつて仕事を進めていきたいと思ひまして,この手続  
きをするにはどうしても議会で拡張事業をやるということを予算書  
にも表してこれを添えて補助申請をする必要がありますので,その  
ために今度今までの水道事業予算を更正してこれを提出しようと思  
つて提案してあります.その積りで1つ御審議をお願いしたいと思  
ひます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後4時6分)

議長～再開致します。(午後4時7分)

議長～本案は議案第3号とも関連いたしますので質疑の段階において継続  
審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議といた  
します。

議長～日程第11.議案第6号,宜野市上水道事業の建設改良費を継続費  
とすることについてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後4時8分)

議長～再開致します。(午後4時10分)

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないものと認め左様決定致します。  
尚審査の方法は休会中も審査して24日までに報告してもらいたい

議 長～日程第10. 議案第5号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才  
入才出追加更正予算についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これは今先のお話のように今度の事業を拡張するには、今度で政  
府に補助の申請も進めておきまして、借入れも次年度からははつき  
りした数字でもつて仕事を進めていきたいと思ひまして、この手続  
きをするにはどうしても議会で拡張事業をやるということを予算書  
にも表してこれを添えて補助申請をする必要がありますので、その  
ために今度今までの水道事業予算を更正してこれを提出しようと思  
つて提案してあります。その積りで1つ御審議をお願いしたいと思  
ひます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時6分)

議 長～再開致します。(午後4時7分)

議 長～本案は議案第3号とも関連いたしますので質疑の段階において継続  
審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議といた  
します。

議 長～日程第11. 議案第6号, 宜野市上水道事業の建設改良費を継続費  
とすることについてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時8分)

議 長～再開致します。(午後4時10分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案件を出しましたのは政府と折衝してみますと、これは事業が大  
 きいので1ヶ年の予算で補助するということは困難であるから、で  
 きるだけ2ヶ年間にまたがつて補助が出せるようにしてもらいたい  
 という助言もありまして、尚また工事といたしましてもそれは両方  
 の年度にまたがつてできるので、一応この補助金をとるには65年  
 度と66年度の予算で補助金が得られるようにというので陳情を進  
 めましたが、いざこれを行うにどうしてもその申請書類やまた起  
 手の手続きをするには本年度で議決した予算が提出されなければ  
 ないんだという、結局4年度、5年度、6年度でこの仕事をやる  
 んだという形で継続事業としてやつていきたいと思つてこういふ  
 うに提案してあります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後4時12分)

議長～再開致します。(午後4時13分)

議長～議案第6号、宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費とすること  
 についてを経工委員会に付託したいと思ひますが、御異議ございま  
 せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議といた  
 します。尚審査の方法については休会中も審査することにして、来  
 る24日までに報告するように願ひます。

議長～日程第12、議案第10号、宜野湾市附属機関設置条例についてを  
 議題といたします。  
 事務局長をして朗読せしめます。

本案に

議長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はフリントにしてありますので、その他につきましては  
 御質疑にお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～この附属機関の委員の構成として、その1つに学識経験者という語  
 があります。この学識経験を有する者、若し仮に議会の構成員がそ  
 の学識経験を有する者であるというふうに該当者があつた場合には

市長～本案件を出しましたのは政府と折衝してみますと、これは事業が大きいので1ヶ年の予算で補助するということは困難であるから、できるだけ2ヶ年間にまたがつて補助が出せるようにしてもらいたいという助言もありまして、尚また工事といたしましてもそれは両方の年度にまたがつてできるので、一応この補助金をとるには65年度と66年度の予算で補助金が得られるようにというので陳情を進めました。いざこれを行うにどうしてもその申請書類やまた起債の手続きをするには本年度で議決した予算が提出されなければいけません。結局4年度、5年度、6年度でこの仕事をやるんだという形で継続事業としてやつていきたいと思つてこういうふうに提案してあります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後4時12分)

議長～再開致します。(午後4時13分)

議長～議案第6号、宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費とすることについてを經工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議といたします。尚審査の方法については休会中も審査することにして、来る24日までに報告するように願います。

議長～日程第12、議案第10号、宜野湾市附属機関設置条例についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

本案に

議長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はプリントにしてありますので、その他につきましては御質疑にお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～この附属機関の委員の構成として、その1つに学識経験者という語があります。この学識経験を有する者、若し仮に議会の構成員がその学識経験を有する者であるというふうに該当者があつた場合には

委員を任命することが出来ると解しやすくしていいですか、この条文は。

市長～その場合には議会というかた書きでなしに委員になれると解しやすくしていいと思います。

5 番 結局この場合は議会のかた書きでなくて議会の構成員であるいわゆる議員ですね。この附属機関の委員としても任命することが出来る訳ですね。

市長～はい。

総務課長～一寸補足申し上げます。

この件は一応提案の場合に案作成の場合にその項目を加入してございまして、一応地方課の指導の際にはこれはあくまでも条例に基~~き~~いての機関設置であるんだから名称上にはつきり、そういうふうな表示をするのは困ると、あくまでもその人々は当然議員も入つて職~~載~~かなければいかんと思うんだがその議員の場合も審議機関の構成員ということも附属機関の構成員に入れることは法文上は妥当でないということでも学識経験者として当然それに含~~め~~るべきだというふうな見解で法文上が2つになつております。

5 番～私が質問したいのはこの条文で議員もいわゆる含まれるという解しやすくが成り立ちますから、そうあつてもらいたくないと云う立場で質問した訳であります。実際は政府ではどのような見解をもつておりますか。執行機関の諮問機関の構成員として議員として議員がなつた方がいいか。ならない方がいいかについて。

総務課長～その点は議会の場合は常勤ではなくて、特に必要として定例会、臨時会によつて開かれた場合、その場合に議員としての法文上の活動~~それ~~動~~それ~~それからその他休会中~~必~~に特に審議を付議された場合ということになりますので、その他については専門の立場ぢやなくて学識経験という立場における何についてはその地域によるのであつて、大いに結構ぢやないかというふうなお話しでございました。

議長～暫休憩致します。(午後4時21分)

議長～再開致します。(午後4時38分)

議長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置については、質疑の段階において継続審議にしたいと思います。御異議ございませんか。

議長～暫休憩致します。(午後4時39分)

委員を任命することが出来ると解しやくしていいですか、この条文は。

市長～その場合には議会というかた書きでなしに委員になれると解しやくしていいと思います。

5 番結局この場合は議会のかた書きでなくて議会の構成員であるいわゆる議員ですね。この附属機関の委員としても任命することが出来る訳ですね。

市長～はい。

総務課長～一寸補足申し上げます。

この件は一応提案の場合に案作成の場合にその項目を加入してございましたが、一応地方課の指導の際にこれはあくまでも条例に基~~づ~~いての機関設置であるんだから名称上ははつきり、そういうふうな表示をするのは困ると、あくまでもその人々は当然議員も入つて職~~務~~かなければいかんと思うんだがその議員の場合も審議機関の構成員ということ~~を~~附属機関の構成員に入れることは法文上は妥当でないということ~~で~~学識経験者として当然それに合~~る~~べきだというような見解で法文上が2ツになつております。

5 番～私が質問したいのはこの条文で議員もいわゆる含まれるという解しやくが成り立ちますから、そうあつてもらいたくないと云う立場で質問した訳であります。実際は政府ではどのような見解をもつておりますか。執行機関の諮問機関の構成員として議員として議員がなつた方がいいか。ならない方がいいかについて。

総務課長～その点は議会の場合は常勤ではなくて、特に必要として定例会、臨時会によつて開かれた場合、その場合に議員としての法文上の活動~~それ~~活動それからその他休会中~~に~~特に審議を付議された場合ということになりますので、その他については専門の立場ぢやなくて学識経験という立場における何についてはその地域によるのであつて、大いに結構ぢやないかというようなお話してありました。

議長～暫休憩致します。(午後4時21分)

議長～再開致します。(午後4時38分)

議長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置については、質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございせんか。

議長～暫休憩致します。(午後4時39分)



議長～再開致します。(午後4時40分)

議長～議案第11号、宜野湾市消防機関設置についてを議題といたします  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由にも書いてありますが、現在の宜野湾市の消防団は市の  
消防組織として心もとない変則な点があるとして一応これを改訂し  
たいというのでこれを提案してありますのでよろしく御審議を御願  
い致します。尚又御質疑の点については消防団長の方から御説明し  
てもらおうようにしたいところ思っております。

議長～暫休憩致します。(午後4時41分)

議長～再開致します。(午後4時42分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後4時43分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

議長～日程第13、議案第11号宜野湾市消防機関設置については総務委  
員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものとして、本案は総務委員会に付託することに決定  
致します。尚審査の方法としては休会中も審査していただきまして  
来る24日までに報告するように願います。

議長～日程第14、議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与  
服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これを提案したのは提案理由に書いてありますように、消防本部及  
び消防署を置くようになれば必然この条例が必要になると思われま  
すので、これを提案した訳であります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～再開致します。(午後4時40分)

議 長～議案第11号、宜野湾市消防機関設置についてを議題といたします  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由にも書いてありますが、現在の宜野湾市の消防団は市の  
消防組織として心もとない変則な点があるとして一応これを改訂し  
たいというのでこれを提案してありますのでよろしく御審議を御願  
い致します。尚又御質疑の点については消防団長の方から御説明し  
てもらうようにしたいとこう思っております。

議 長～暫休憩致します。(午後4時41分)

議 長～再開致します。(午後4時42分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時43分)

議 長～再開致します。(午後4時45分)

議 長～日程第13、議案第11号宜野湾市消防機関設置については総務委  
員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものとして、本案は総務委員会に付託することに決定  
致します。尚審査の方法としては休会中も審査していただきまして  
来る24日までに報告するように願います。

議 長～日程第14、議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与  
服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これを提案したのは提案理由に書いてありますように、消防本部及  
び消防署を置くようになれば必然この条例が必要になると思われま  
すので、これを提案した訳であります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時49分)

議 長～再開致します。(午後4時50分)

議 長～議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は総務委員会に付託することに決定致します。尚審査の方法と致しましては、休会中も審査願います。そして来る24日までに御報告願います。

議 長～日程第15、議案13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は総務委員会に付託することに決定致します。尚審査方法といたしましては休会中も審査して来る24日までに御報告願います。

議 長～議案第4号、起債についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先に提案しました水道事業の拡張を致したいと思つてその事業を遂行するにはどうしてもこの度起債しなければならないので、この起債をするということを議決してもらいたいと思つてこれを提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時59分)

議 長～再開致します。(午後5時)

議 長～暫休憩致します。(午後4時49分)

議 長～再開致します。(午後4時50分)

議 長～議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は総務委員会に付託することに決定致します。尚審査の方法と致しましては、休会中も審査願います。そして来る24日までに御報告願います。

議 長～日程第15、議案13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は総務委員会に付託することに決定致します。尚審査方法といたしましては休会中も審査して来る24日までに御報告願います。

議 長～議案第4号、起債についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先に提案しました水道事業の拡張を致したいと思つてその事業を遂行するにはどうしてもこの度起債しなければならないので、この起債をするということを議決してもらいたいと思つてこれを提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時59分)

議 長～再開致します。(午後5時)

議長～議案第4号，起債についてを質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませので本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議長～本日の日程が終了しておりませんので時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～日程第18，決議案第1号，講和発効前補償問題の要請決議についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め左様決定いたします。

議長～日程第19，決議案第2号，議会議員の本土研修派遣についてを，議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

16番～只今まで2回にわたって本土研修をやっておりますけれども，尚又現年度予算におきましても全議員が本土を視察研修すると，そして今後の行財政，あらゆる面に指針を与えるという意味で予算措置もされておりますので，残った方々が是非本土を視察研修して，研修の目的を達成させて載きたいという意味でございます。よろしくお願いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後5時11分)

議 長～議案第4号，起債についてを質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議 長～本日の日程が終了しておりませんので時間延長をしたいと思いますと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～日程第18．決議案第1号，講和発効前補償問題の要請決議についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いましたが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程第19．決議案第2号，議会議員の本土研修派遣についてを，議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

16番～只今まで2回にわたって本土研修をやっておりますけれども，尚又現年度予算におきましても全議員が本土を視察研修すると，そして今後の行財政，あらゆる面に指針を与えるという意味で予算措置もされておりますので，残った方々が是非本土を視察研修して，研修の目的を達成させて載きたいという意味でございます。よろしくお願いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後5時11分)

議長～再開致します。(午後5時14分)

議長～決議案第2号会議員の本土研修派遣については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないもの認め本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議長～暫休憩致します。(午後5時15分)

議長～再開致します。(午後5時16分)

議長～日程が全部修了致しましたので本日の会議はこれを以つて終ることいたします。尚明日は午前10時より開会いたします。

議長～散会(午後5時17分)

議 長～再開致します。(午後5時14分)

議 長～決議案第2号議会議員の本土研修派遣については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないもの認め本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議 長～暫休憩致します。(午後5時15分)

議 長～再開致します。(午後5時16分)

議 長～日程が全部修了致しましたので本日の会議はこれを以つて終ることにいたします。尚明日は午前10時より開会いたします。

議 長～散会(午後5時17分)